

長野県社保協ニュース



<29-3> 2024年7月5日(金) 長野県社会保障推進協議会

<事務局> 380-0838 長野市県町593 長野県高校教育会館3階

TEL 026-219-6314・FAX 026-219-6316

<http://www.n-syaho.com> E-mail: naganosyahokyou1281@star.ocn.ne.jp

訪問介護報酬引き下げ「撤回を」長野県内で 37市町村議会・1広域連合議会が意見書可決

訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた4月の介護報酬改定を受けて、県内の議会6月定例会では、49の議会が訪問介護報酬の引き下げ撤回を求める請願・陳情などが協議されました。7月5日までに37市町村議会と1広域連合議会が報酬引き下げの撤回と報酬引き上げの再改定を求める意見書を可決しています。

【意見書を可決した議会】佐久穂町 川上村
南相木村 北相木村 軽井沢町 御代田町
下諏訪町 富士見町 原村 伊那市
駒ヶ根市 箕輪町 飯島町 南箕輪村
中川村 宮田村 喬木村 上松町 南木曾町
木祖村 大桑村 松本市 安曇野市 麻績村
生坂村 山形村 朝日村 筑北村 長野市
須坂市 飯綱町 小川村 中野市 山ノ内町
木島平村 野沢温泉村 栄村 木曾広域連合

小諸市は委員会で採択(5日現在)。趣旨採択が5議会(佐久市、小海町、岡谷市、茅野市、飯山市)、継続審査が3議会(南牧村、諏訪市、辰野町)。

長野市議会 訪問介護職員が意見陳述

長野市議会では長野医療生協の訪問介護のサービス提供責任者が参考人陳述をし「必要な人に介護が届けられるために、訪問介護報酬の引き下げ撤回を」と訴えました。長野地

区社保協と、別の団体がそれぞれ請願を提出し、2つの請願がともに全会一致で採択されています。なお意見書については、双方の書面を考慮したうえで福祉環境委員会として作成され、可決されました。

松本市議会 複数会派が紹介議員に

松本市議会は松本地区社保協が請願を提出しました。すべての会派に依頼し、開明、政友会、まつも都、共産党の各会派の代表と無所属2人が紹介議員になりました。本会議では委員会で反対した誠の会8名が反対しましたが、他会派・無所属議員の21名が賛成、採択されました。

上伊那地域 地方議員にむけ説明会実施

上伊那地域の8市町村議会は上伊那医療生協が中心となり取組み、伊那市をはじめ7市町村で採択されました(1町は継続審査)。上伊那医療生協は上伊那地域の市町村議員むけに訪問介護報酬の引き下げについての説明会を開いており、これに参加した議員が議会で採択にむけた賛成討論をしています。



請願・陳情採択の追い風となったのは

請願・陳情採択の力となったのは、まず5月31日に長野県社保協が行った訪問介護基本報酬引き下げ撤回を求める記者会見（県内213事業所のアンケート結果公表）が各社で報道され、反響をよんでいたことです。アンケートに寄せられた事業所の切実な声・怒りの声が、議会に届きました。また、6月5日の衆議院厚生労働委員会であげられた全会一致の決議（介護・障害福祉従事者の処遇改善につながる施策の検討と必要な措置を政府に求める決議）も追い風となりました。

長野県社保協は議会9月定例会にて、6月に請願・陳情を提出できなかった議会への取組みを検討しています。訪問介護基本報酬の引き下げ撤回を実現するため、今後も運動を進めていきます。

(栄村議会の意見書)

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

令和6年6月13日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 武見 敬三 様
財務大臣 鈴木 俊一 様

長野県栄村議会
議会議長 上倉 敏夫

地方自治法第99条の規定により下記のとおり意見書を提出する。

記

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。既に23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬0.98%引き上げるとしていますが、これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月額7,500円、25年度に月額6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から栄村議会は以下のことについて強く求めます。

1 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うこと

(宮田村議会の意見書)

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしていますが、これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月額7,500円、25年度に月額6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月14日

宮田村議会議長 天野 早人

(提出先)
内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣 宛
財務大臣 宛

(上松町議会の意見書)

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしていますが、これにより厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月額7,500円、2025年度に月額6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月19日

長野県上松町議会
議長 永井 嘉男

(提出先)
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 武見 敬三 様
財務大臣 鈴木 俊一 様